中小企業経営者様向けの
相続対策

アオ法律事務所

代表弁護士　松村　茉里

第二東京弁護士会 所属

講師紹介

アオ法律事務所

弁護士
松村　茉里（まつむら　まり）
第二東京弁護士会 所属

・京都大学法学部、大阪市立大学法科大学院卒業
・Ｈ28宅地建物取引士試験合格者
・相続アドバイザー（NPO法人相続アドバイザー協議会）

書籍

2013 家族で話すHAPPY相続（プラチナ出版）

2018 新訂 家族で話すHAPPY相続（プラチナ出版）

■都内大手法律事務所で、相続部門のマネージャーを担当した後、2020年、アオ法律事務所を開設。現在は、相続の生前対策、事業承継対策をメイン業務としている。
■お客様にあわせた丁寧で分かりやすい説明を信条としているほか、女性ならではの柔らかい対応に、お客様からもパートナーの士業の先生からも好評をいただいている。

セミナー・講演実績

野村證券株式会社主催「野村のハッピーライフセミナー」 ／ 全日本不動産協会横浜支部 研修 ／ プルデンシャル生命保険株式会社 社内資格相続UniverCity他、不動産会社、生命保険会社、地主向けのセミナー等、合計200回以上のセミナー講演を行っている。

※本資料をセミナー受講者以外の方にご提示されることはご遠慮下さい。また、目的を問わず、無断で引用又は複製することも固く禁止させていただきます。また、本セミナーの資料は、分かりやすくするため、記載を簡略化している部分もございます。実際の業務での対策・実行は、ご自身の責任において、ご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

本日のテーマ

1. なぜ、社長の相続対策が重要なのか？
2. 社長特有の相続対策
3. おまけ

社長様（自社株保有者）の相続対策は、
完璧でなくても良いので、対策を講じることが重要！

また、社長様にとっての本当に良い「相続対策」は、
良いヒヤリングから生まれる！

1　なぜ、社長の『相続対策』が有効なのか

会社に関わる財産を所有していることが多い

社長個人の財産には、「自社株」「会社への貸付金」「会社へ貸している土地・建物」なども含まれます。これらは、日常生活においては、『金銭的価値』があるものとして意識されませんが、

相続が発生したときには、『価値ある財産』として評価されます。

自社株

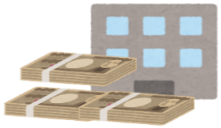

会社に対する貸付金

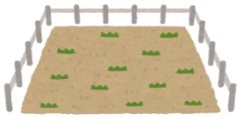

法人に賃貸している土地

つまり、社長の財産には、**相続が発生してはじめて『価値が見える財産』**が多いため、**税金や遺産分割の両方の観点から、生前の対策が必須**となります。

また、**自社株の承継先を巡って争い**になると、家族、会社の従業員、取引先の皆さまが不幸になってしまいます。

年齢を問わず、「相続対策」が必要！

『緊急事業承継対策』から一般の『事業承継対策』へ

◆　社長に万が一が生じた場合の

①自社株の承継先、②家族の生活費、③会社の経営の継続

に向けて対策が非常に重要です。

ここで、１００点満点の対策を求めるあまり、後継者が決まっていないからといって、何も対策をとらない社長が少なくありません。

◆　緊急事業承継対策は、一般の『事業承継対策』の準備である

社長の財産概要の把握、相続税の概算（株価の概算）は、早く始めれば始めるほど、一般の『事業承継対策』も良い対策となります。

また、いつでも『会社の将来』を意識することで、今やるべき事が明確になります。

2　社長特有の相続対策

社長特有の相続対策

◆『定款』『株主』『役員』のチェック！

◆『法人の融資の連帯保証人』『法人の保険加入状況』のチェック！

◆『会社の未来』を共有しながら、対策を検討すること！

◆時には、『法人』と『家族』との橋渡しの役割も！

◆『本音トーク』でないと、信頼関係が築けない！

◆『不安』や『心配』よりも、『未来の創造』をすること！

◆『付言』だけだと足りないことが多い！

3　おまけ

社長の相続事例

会社の社長　　５５歳

　　配偶者　　５０歳　‥　会社関与なし

　ご長女様　　２０歳　‥　学生

社長の財産

　　自社株（１００％）　約８億円（現在の相続税評価）

　　不動産（自宅）　　約１億円（現在の時価）

　　金融資産　　約２億円

社長のご事情

　　社内の後継者候補は、今のところゼロ

　　他に役員はいるが、代表が務まるか、、、、

　　Ｍ＆Ａも検討しないといけないが、、、、